

# オプトアウト届出事業者に関する 調査結果と今後の対応

令和元年7月26日

# 実態調査の概要

## 【背景】

昨今、特殊詐欺犯罪グループが、いわゆる名簿等販売事業者から入手した名簿をもとに被害者へ電話をしたという報道等があったことから、オプトアウト届出を提出している事業者（以下「届出事業者」という。）が取り扱う名簿商品について把握するため、平成31年3月31日現在の全届出事業者158先を対象に、実態調査を行った。

## 【調査概要】

〈調査方法〉 4月中旬に調査票を郵送し返送を受ける形で実施

〈調査項目〉 名簿商品の名称、属性（出身校、職業、年齢、所有資産 等）  
名簿等個人データの取得時期及び取得元

〈回収状況〉 回収済 128先  
未回収 30先（うち未回答24先、所在不明による返戻6先）  
（令和元年6月30日現在）

## 実態調査の結果 ①

- 各届出事業者が保有する商品の合計 . . . 約3万3千商品  
このうち、保有数が多い上位3先の届出事業者が約9割の商品を扱っている。
- ① 約12,000件 (東京都の事業者)
  - ② 約11,000件 (東京都の事業者)
  - ③ 約7,000件 (大阪府の事業者)
- 合計 約3万件

- 名簿商品の属性の主な内容は次のとおり。

大分類	小分類
同窓会	大学、高校、高等専門学校、中学校など
職業別	企業、公務員、資格者（医師や弁護士等）など
年齢別	高齢者、成人、小学生など
所有資産	不動産、マンションオーナー、投資不動産、金融商品、会員権、外車など
商品購入者	健康食品、美容、海産物、宝石など
その他	代表者名を含む企業情報、電話帳情報、地図情報など

(参考) 回答があった128先中、高齢者に関する名簿は24先（約2割）、所有資産に関する名簿は41先（約3割）において取扱いが認められた。

一方、犯罪被害者名簿のような要配慮個人情報をも、名簿等として扱っているとの報告はなかった。

## 実態調査の結果②

### ○ 3万3千商品の取得時期及び取得元

	取得件数	取得元（判明）	取得元（不明）
改正法施行以前	31,312 件	2,368 件	28,944 件
改正法施行以後	1,996 件	1,982 件	14 件

（改正個人情報保護法の施行は平成29年5月30日）

### ○ 取得元が判明している商品の取得先内訳（重複あり）

- 公開情報（各種事業者のウェブサイト、電話帳、登記簿） . . . . . 291件
- 住民基本台帳（改正法施行以前のみ） . . . . . 7件
- 自社調査・取材 . . . . . 97件
- 同業の届出事業者 . . . . . 1375件
- 上記以外の個人、事業者 . . . . . 3868件

### ○ 他の情報を組み合わせて新たな名簿を組成し第三者提供している届出事業者数

- 名簿の内容をデータベース化している先 . . . . . 115先
- 他の名簿等にある情報と紐付けている先 . . . . . 96先
- 提供時にデータベースから必要なものを抽出している先 . . . . . 113先
- 提供時に必要な情報と紐付いた情報を組み合わせている先 . . . . . 108先

【論点】本調査では、流通する名簿等商品の8割以上が取得先不明であること、取得先が判明している名簿等商品においてもその多くが他の届出事業者から取得されていること、また、多くの届出事業者が他の情報と紐づけや組み合わせを行っていて、本人が提供した覚えのない形で名簿等商品が流通していることが判明した。

こうした中、本人が、第三者提供後の用途を考慮しオプトアウト手続きをとる上で必要十分な具体性のある内容（名簿の商品名等）が提供されているかどうかという点で、懸念がある。

### 【対応】

- オプトアウト届出の際に法律で届出を求めている事項である「第三者への提供を利用目的とすること」及び「第三者に提供される個人データの項目」について、住所、氏名等の要素とともに、用途の推定に資するカテゴリー（※）に関する説明が含まれることを徹底してはどうか。

（※）年齢別、資産家、健康食品購入者、同窓会  
弁護士、不動産投資者、マンションオーナー 等

## 第101回委員会資料より

### いわゆる名簿屋に対する実態確認について

#### 今回の実態確認の結果等を踏まえた課題等

- 届出事業者が第三者提供をやめた場合、届出の取下げに関する規定がない。
- オプトアウト届出に係る変更の届出は、取り扱う個人データの内容や提供方法を変更した場合は必要だが、住所や屋号が変わった場合の変更届出規定がない。
- 未届けの疑いがある事業者の存在について、引き続き調査を行い、届出を指導する。
- 届出事業者について、確認・記録義務の履行が適正になされるよう、引き続きモニタリングする。
- 当委員会に届出済みの事業者から取得しているから問題ないとして、確認・記録義務の履行を行っていない事業者も存在するため、当委員会のウェブサイトの注意喚起文に追記する。
- 公開情報をデータベース化して利用することも、個人情報保護法を遵守する必要があるため、当委員会のQ & Aに追記することを検討する。

#### (参考) 消費者等からの声 ～3月13日委員会資料から、第三者提供に関する要望を再掲～

- 名簿の売買は認めるべきではない。
- 名簿の入手先が分からなければ、大本の部分で個人情報の流出を止めることができないため、名簿を買った事業者に入手先の開示を義務付けるべき。